

大個審第10-1号  
(答申第34号)  
平成15年2月5日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成15年1月24日付け医福第1352号で諮問のありました原子爆弾被爆者に係る個人情報に関する大阪府個人情報保護条例(以下「条例」という。)第8条第1項第7号に規定する目的外利用・提供の禁止に対する例外事項に係る標記については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 申請者の同意をもって市町村に提供する場合にあつては、同意書が添付されるなど申請者の確実な同意が明確に確認できるものであること。
- 2 当該情報の取扱いについては、市町村において個人情報保護の観点から十分な保護措置が図られるよう留意すること。
- 3 吹田市、摂津市以外の市町村で同様の医療費助成事業を実施する市町村の取扱いに関しては、当該市町村において個人情報保護条例が制定されているなど当該個人情報が適正に管理される場合に限り提供が認められるものである。